

交際費等とクレジットカードの請求明細書

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他の事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他のこれらに類する行為のために支出する費用を言います。

取引先を接待したり金品を送ったりといった行為は会社を営む上で必要なものといえます。

今回は交際費等と、クレジットカードの支払いについてお話させていただきます。

● 法人税、消費税での交際費等の取り扱い

※ 交際費等の額は、一部の例外を除き、原則として『全額損金不算入』とされています。

例外として損金算入できるものは下記のとおりです。

①一人10,000円までの飲食費(社内飲食費を除く)

全額損金算入

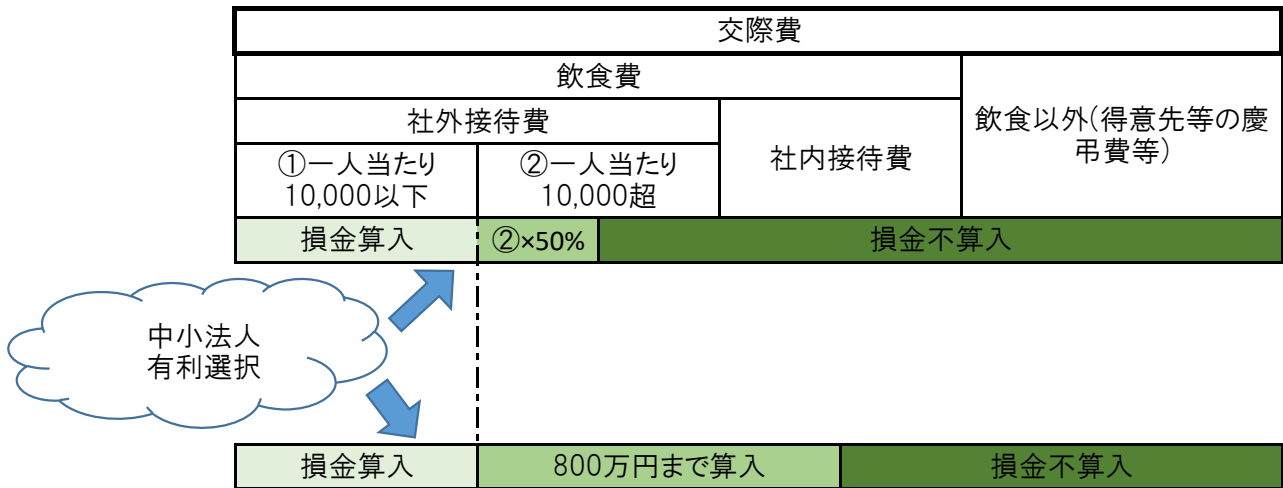
②中小法人(資本金1億円以下の場合)

交際費等の額が『年800万円(定額控除限度額)まで』損金算入

③資本金が1億円超100億円以下の法人等の場合

交際費等のうち、『接待交際費の額の50%相当額以下の金額』は損金算入

※図で示すと次の通りです。



※中小法人は「飲食費の50%を損金算入」を選択することも可

※ 接待飲食費の帳簿への記載事項

帳簿書類に以下の事項が記載されている必要があります。

①飲食等の年月日

②飲食等に参加した得意先、仕入先等事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

③飲食等に参加した者の数

④その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地

⑤その他、参考となるべき事項

※ 交際費等の額に消費税及び地方消費税が含まれている場合には次のとおり取り扱われます。

この判定は消費税の経理基準で次のように分かります。

○税込経理・・・税込で1万円以下かどうか判定

○税抜経理・・・税抜で1万円以下かどうか判定

なお、インボイスが始まって以降消費税の税抜処理は要注意です。

適格簡易請求書・・・支払金額×100/110

区分記載請求書・・・支払金額×80/110

※R8.10月より区分記載請求書は 支払金額×50/110に変更になります。

上記以外の非適格請求書(適格請求書の要件を満たさない請求書)・・・0円

● 税務調査での交際費

交際費は税務調査でも指摘されることの多い科目になります。

仕事に関係の無いもの、プライベートなものではないか？と税務署の職員は確認をしてくれます。

そこで、接待・贈答をした相手の氏名・社名や、参加人数、関係等、内容を説明できるように領収書にメモ書きをしておくなどの対策をしておくことが重要となります。

手間のかかる作業ではありますが、調査の際にはきちんと説明できるだけの証拠が必要となりますので日ごろから習慣付けておくとういでしょう。

クレジットカードで支払いした際の領収書について

次に、交際費の支払いなどでもよく使われるクレジットカードについて、利用した際のご注意点についてお話をさせていただきます。

クレジットカードで支払いをするとその場で「ご利用明細」を発行され、その後カード会社から請求明細書が送られてきますが、**国税局のHPでは請求明細書は領収書の代わりにはならないとされています。**

※クレジットカードで支払いした際には下記の内容が記載されている書類が必要となります。

- ①発行したお店の名称
- ②購入・利用した年月日
- ③購入・利用したものの内容
- ④購入・利用したものの金額
- ⑤当社の名称



カード会社が発行する明細書は「利用したお店が発行したものではない」、「カード利用の内容が明記されていない」という点で要件不足となります。

特に消費税の仕入控除の対象とするにはカード精算書ではなく、**お店の領収書**や**店舗名や内容が記載されている利用明細**を保管しておく必要があります。

※購入時の領収書等を保管することで消費税法上の「請求書等」(簡易インボイス)に該当し、これを保存することで仕入れ税額控除できます。

税務調査が入った際に「法人税としては経費に認められたとしても消費税としては認められない」と指摘される可能性もあるのでご注意ください。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

